

議案第50号

関市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

関市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

土地改良事業の分担金を改定等するため、この条例を定めようとする。

関市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

関市土地改良事業分担金徴収条例（昭和53年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる事業」の次に「の区分に応じ、同表の中欄に掲げる施設等の区分」を加え、「当該事業」を「事業」に改め、同条の表を次のように改める。

事業	施設等	率
県営事業	ため池	100分の15以内
	頭首工	
	揚水施設	
	用排水路（本市が管理する用排水路を除く。）	
	ほ場	
市営事業	ため池	100分の2
	頭首工	100分の5
	揚水施設	
	ほ場	100分の20
	農地災害復旧	100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。